

写

柏市監査委員告示第 7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による財政援助団体等監査を実施したので，同条第9項の規定による監査の結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

平成26年 9月 3日

柏市監査委員	吉	井	忠	夫
柏市監査委員	高	田	幸	男
柏市監査委員	山	田	一	一
柏市監査委員	末	永	康	文

平成26年度

監査の結果に関する報告

財政援助団体等監査

大成有楽不動産・シンコースポーツ共同企業体

柏市監査委員

1 監査を実施した監査委員名

吉 井 忠 夫

高 田 幸 男

山 田 一 一

末 永 康 文

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による財政援助団体等監査（指定管理者）

3 監査の期間

平成26年4月21日から平成26年8月27日まで

4 監査の対象

(1) 監査の対象となる公の施設

柏リフレッシュ公園リフレッシュプラザ柏（以下「リフレッシュプラザ柏」という。）

(2) 監査の対象となる団体

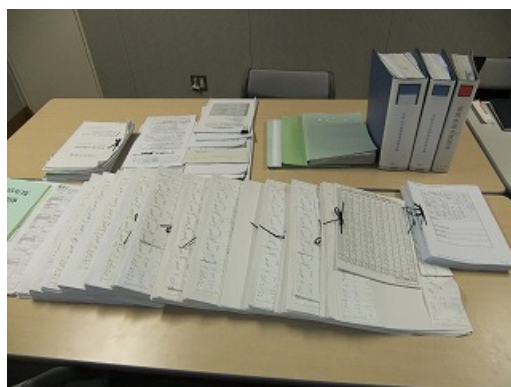
大成有楽不動産・シンコースポーツ共同企業体

(3) 所管部課

都市部公園管理課

5 監査の方法及び着眼点

平成25年度分で平成26年3月31日までの指定管理者が行っている公の施設の管理に係る出納その他これに関連する事務（関連する部分については平成25年度以前分を含む）について、対象団体及び所管部課に資料の提出を求めるとともに、関係者の説明を受けて行った。



なお、監査の主な着眼点を次のとおりとした。

(1) 所管部課

ア 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。

イ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。

ウ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。

- エ 協定等には、必要事項が適正に記載されているか。
- オ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- カ 事業報告書の点検は適切になされているか。
- キ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- ク 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

(2) 指定管理者

- ア 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ウ 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。
- エ 利用促進のための努力はなされているか。
- オ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また他の事業との会計区分は明確になっているか。
- カ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。
- キ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

6 監査の概要

(1) リフレッシュプラザ柏の概要

ア 設置経緯及び設置目的

平成13年度から「環境共生と元気回復の公園」を基本理念として進められている柏リフレッシュ公園整備事業の一環として建設され、市民の交流・学習・健康増進・憩いの場の提供を目的としている。

イ 管理する施設の概要

(ア) 名称 リフレッシュプラザ柏

(イ) 所在地 柏市南増尾58番地3

(ウ) 施設の構造及び規模

敷地面積 37,385.76 m²

建物構造 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造

地上3階 地下1階

建築面積 4,036.63 m²

延床面積 7,895.97 m²

主要施設 下表のとおり

(面積は小数点第1位を四捨五入。)

階	面積	主要施設	面積
地下1階	1,142 m ²	備蓄倉庫	105 m ²
地上1階	3,941 m ²	温水プール	1,564 m ²
		エントランスホール	489 m ²
		多目的ホール	474 m ²
2階	1,228 m ²	女子更衣室	176 m ²
		トレーニング室	167 m ²
		男子更衣室	154 m ²
3階	1,584 m ²	屋上庭園	409 m ²
		温浴施設 (a)	223 m ²
		温浴施設 (b)	198 m ²

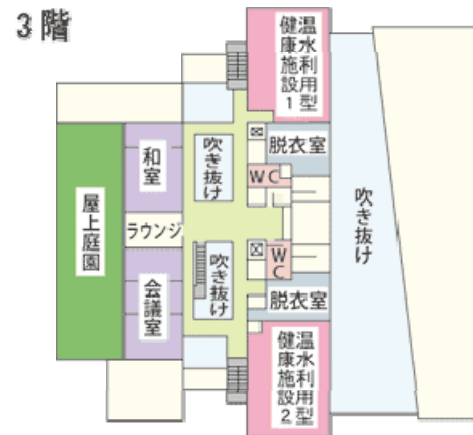
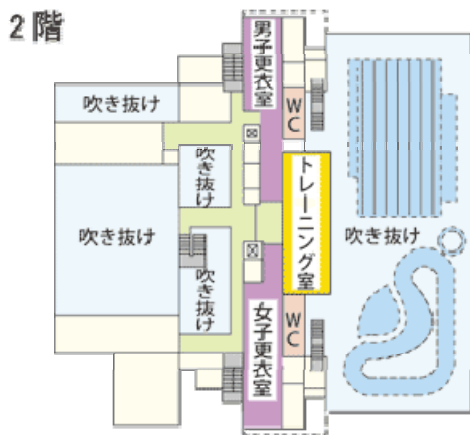
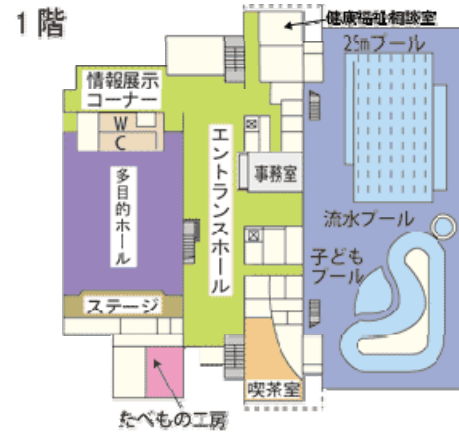
付帯施設 駐車場 68台

駐輪場 100台

その他 (植栽帯等)

(エ) 開設年月日

平成18年4月29日



(2) 指定管理者選定の経緯

平成22年 7月15日 公募開始（広報かしわ，市ホームページ）

平成22年 9月27日 指定管理者候補者選定委員会（第1回）

平成22年10月15日 指定管理者候補者選定委員会（第2回）

平成22年12月15日 平成22年第4回定例議会において，リフレッシュプラザ柏の指定管理者を「大成サービス・シンコースポーツ共同企業体（代表者：大成サービス株式会社）」に指定する議案を可決

平成23年 3月30日 「大成サービス・シンコースポーツ共同企業体」とリフレッシュプラザ柏の管理に関する基本協定書を締結

平成 23 年	4 月	1 日	指定期間開始（～平成 28 年 3 月 31 日）
平成 24 年	4 月	1 日	大成サービス株式会社が有楽土地株式会社を吸収合併し、商号を「大成有楽不動産株式会社」に変更 指定管理者の名称を「大成有楽不動産・シンコースポーツ共同企業体（代表者：大成有楽不動産株式会社）」に変更

(3) 基本協定書及び仕様書の主な内容

- ア 管理運営の指定期間は、平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日とする。
- イ 管理運営業務の主な内容は、①各施設の利用に関する業務、②利用料金の徴収等に関する業務、③各種プログラムの実施に関する業務、④施設等の利用促進に関する業務、⑤施設等の維持管理に関する業務とする。
- ウ 指定期間における指定管理料の総額は、金 334,301,000 円（消費税相当額及び地方消費税相当額を含む）以内とする。
- エ 利用料金は都市公園条例第 31 条第 2 項の規定により指定管理者の収入とする。
- オ 月次事業報告書及び年次事業報告書を市に提出し、市の確認を受けることとする。
- カ 管理施設の修繕については、1 件につき 1,300,000 円（消費税相当額及び地方消費税相当額を含む）以上のものについては市が負担し、1 件につき 1,300,000 円（消費税相当額及び地方消費税相当額を含む）未満のものについては指定管理者が負担するものとする。
- キ 利益の還元については、各会計年度の指定管理料及び利用料金等の収入の総額（以下「収入額」という。）が当該会計年度の管理業務等に要した費用の総額（以下「支出額」という。）を超えたときは、収入額から支出額を控除して得た額の 2 分の 1 に相当する額を、市に納付することとする。

(4) 利用者数及び料金収入の状況

平成25年度は、利用者数及び料金収入とも前年度より減少している。これは、平成25年12月から平成26年1月に掛けてプールを休館し、塗装等のリニューアル工事を実施したことによる影響が大きい。

また平成23年度と比べると、利用者数は増加（1,083人）しているが、料金収入は減少（△356,110円）しており、利用者数の増加が料金収入の増加につながっていない。

（単位 利用者数：人，料金収入：円）

	1年目	2年目		3年目	
	23年度	24年度	前年度比	25年度	前年度比
利用者数	335,342	347,139	3.5%	336,425	△3.1%
料金収入	94,918,520	97,741,145	3.0%	94,562,410	△3.3%

※前年度比は、小数点第2位を四捨五入している。

(5) 収入及び支出の状況

ア 収入の部

平成25年度は、指定管理者教室賃借料を除き、いずれの科目も前年度より減少している。ただし、指定管理者教室賃借料というのは、指定管理者が教室を開催する際に、教室開催者としての指定管理者が施設管理者としての指定管理者に支払う料金であるため、収支には影響しない。

利用料収入の内訳を見ると、回数券及び団体使用者は増加しているが、利用料収入の大半を占める一般施設利用料及び定期券は減少しており、特に一般施設利用料は平成23年度との比較でも減少している。

(金額の単位：千円)

	科目	1年目	2年目		3年目	
		23年度	24年度	前年度比	25年度	前年度比
1	利用料収入	94,919	97,741	3.0%	94,562	△3.3%
	一般施設利用料	57,585	57,833	0.4%	55,611	△3.8%
	定期券	33,433	36,186	8.2%	34,857	△3.7%
	回数券	1,262	1,195	△5.3%	1,495	25.1%
	団体使用者	2,674	2,527	△5.5%	2,599	2.9%
	団体返金	△35	0	-	0	-
2	運営収入(教室等)	35,032	37,838	8.0%	36,983	△2.3%
3	物販等(その他)	11,009	10,618	△3.6%	9,707	△8.6%
4	自動販売機	5,578	5,674	1.7%	5,640	△0.6%
5	指定管理者 教室賃借料	6,000	6,060	1.0%	6,121	1.0%
6	指定管理料	69,835	69,926	0.1%	67,130	△4.0%
	収入合計	222,372	227,857	2.5%	220,143	△3.4%

※金額は、千円未満を四捨五入しているため、合計額が一致しない場合がある。前年度比は、小数点第2位を四捨五入している。

イ 支出の部

平成25年度の支出は、前年度と比較して若干の増加にとどまっている。増加の主な要因は光熱水費(5,007千円増)であり電気料金(2,855千円増)の影響が大きい。これは電気料金単価の上昇と燃料費調整額の増加が原因であるが、節電による使用量の削減で支出額の抑制を図っている。

一方、機器等借上費(△4,647千円)が大幅に減少している。これは再リースの活用や、既存のリース契約の見直しにより支出額の節減に努めた成果である。

(金額の単位：千円)

	科目	1年目	2年目		3年目	
		23年度	24年度	前年度比	25年度	前年度比
1	人件費	96,000	97,240	1.3%	98,361	1.2%
2	光熱水費	52,453	52,447	△0.0%	57,454	9.6%
	電気	21,671	24,135	11.4%	26,990	11.8%
	ガス	21,581	3,245	△85.0%	5,987	84.5%
	上下水道	27,115	25,068	△7.6%	24,477	△2.4%
	戻入金	△17,914	0	-	0	-
3	機器保守点検費	23,936	23,936	0.0%	23,936	0.0%
4	清掃業務費	15,789	15,318	△3.0%	15,381	0.4%
	清掃業務	14,977	14,000	△6.5%	14,000	0.0%
	植栽業務	500	1,008	101.6%	1,029	2.1%
	廃棄物処理業務	312	310	△0.6%	352	13.6%
5	保険料金	2,729	1,327	△51.4%	890	△32.9%
6	機器等借上費	11,108	11,485	3.4%	6,838	△40.5%
7	消耗品費	2,652	1,941	△26.8%	2,334	20.3%
8	修繕費	5,223	6,347	21.5%	6,609	4.1%
9	公租公課	3,540	3,498	△1.2%	3,498	0.0%
10	その他	14,601	14,344	△1.8%	14,078	△1.9%
	広告費等	765	435	△43.1%	796	83.0%
	通信費	764	692	△9.4%	674	△2.6%
	備品・事務用品費	1,023	1,456	42.3%	0	皆減
	行政財産使用料	87	90	3.5%	75	△16.7%
	指定管理者 教室賃借料	6,000	6,060	1.0%	6,121	1.0%
	物販仕入	5,963	5,611	△5.9%	6,412	14.3%
支出合計		228,031	227,882	△0.1%	229,379	0.7%

※金額は、千円未満を四捨五入しているため、合計額が一致しない場合がある。前年度比は、小数点第2位を四捨五入している。

ウ 収支の部

平成25年度の事業収支は、前年度と比べて収入が減少（△7,714千円）した一方、支出が増加（1,497千円）したため、3年連続の赤字かつ赤字幅も拡大した。

収入の減少は利用者数の減少、支出の増加は光熱水費の増加が主な要因である。利用者数については、年齢層に沿った教室の開催や新規利用者の獲得、光熱水費については使用量の削減に努めているが、赤字体質の改善には至っていない状況が続いている。

（金額の単位：千円）

	1年目	2年目		3年目	
	23年度	24年度	前年度比	25年度	前年度比
収入合計	222,372	227,857	2.5%	220,143	△3.4%
支出合計	228,031	227,882	△0.1%	229,379	0.7%
事業収支	△5,659	△25	99.5%	△9,237	△36,163.2%

※金額は、千円未満を四捨五入している。前年度比は、小数点第2位を四捨五入している。

(6) 行政財産目的外使用の状況

行政財産の目的外使用については、自動販売機の設置など特定の事業についてあらかじめ市の承認を得た場合に限り、実施することができる。とされている。

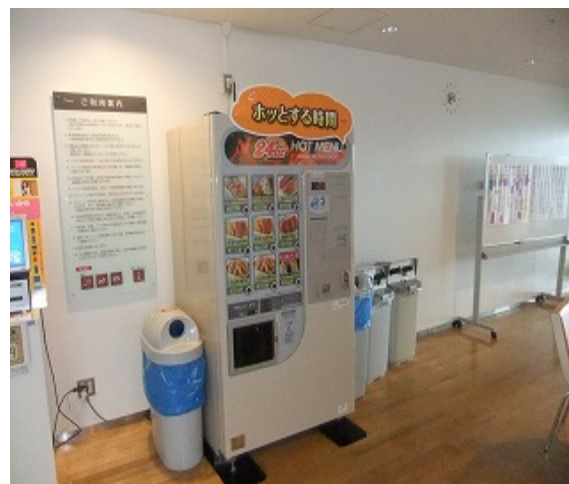
設置に際しては設置管理等許可を受けるとともに、都市公園条例第16条第1項及び別表第4に基づき使用料（1平方メートルにつき1月100円）を市に納付しなければならない。

またフリーマーケットの出店においては、同条例第8条第1項の規定により許可を受けるとともに、別表第4に基づき使用料（1平方メートルにつき1日50円）を市に納付しなければならない。

過去3年間の状況は、次のとおりである。

使用内容	1年目	2年目	3年目
	23年度	24年度	25年度
売店設置	1店	1店	1店
	7,200円	7,200円	7,200円
自動販売機設置	19台	19台	19台
	22,800円	22,800円	22,800円
マッサージチェア設置	16台	16台	16台
	16,800円	16,800円	16,800円
マッサージ店設置	1店	1店	1店
	4,800円	4,800円	4,800円
フリーマーケット 出店料	168店	185店	113店
	35,280円	38,850円	23,730円
市への使用料 納付額 合計	86,880円	90,450円	75,330円

※各使用内容の上段は設置台数等、下段は市への使用料納付額を表す。



(7) 業務の再委託の状況（平成25年度）

指定管理者が行う業務のうち、清掃や警備など特定の業務については、あらかじめ市の承認を得た場合に限り、第三者に再委託することができる。その場合には、再委託を行う旨を事業計画書に明記するとともに、適正な業者選定を行うことを求めている。

平成25年度における再委託の主な状況は、次のとおりである。

主な再委託業務の内容	再委託先	選定方法
消防・防災設備	(有)ザオー消防設備	市内事業者への再委託を念頭に置きつつ、指定管理者に登録している事業者の中から、業務遂行能力を見極めて選定している。
機械警備・機械監視	総合警備保障(株)	
日常・定期清掃	千葉ビル代行(株)	
乗用エレベータ設備	東芝エレベータ(株)	
吸収式冷温水発生機	荏原冷熱システム(株)	

(8) 各種プログラムの実施状況（平成25年度分）

指定管理者が行う業務として、貸切りでの使用が可能な施設において、利用者がよりスポーツに親しみ、健康増進を図ることができる各種プログラム（義務的プログラム）を実施しなければならないとともに、独自の発想に基づく各種プログラム（裁量的プログラム）を実施することができるとされている。



平成25年度における義務的プログラム及び裁量的プログラムの実施状況は、次のとおりである。

	実施場所	実施回数	延べ参加人数
義務的プログラム	多目的ホール	138回	4,013人
	プール	243回	3,280人
裁量的プログラム	多目的ホール	1,702回	26,433人
	プール	1,313回	25,128人

(9) 宣伝広報の実施状況（平成25年度）

指定管理者は、リフレッシュプラザ柏の効用を最大限発揮するため、利用促進に努めることとし、施設やイベントのPR及び情報提供のため宣伝広報を実施することとされている。

平成25年度における宣伝広報の実施状況は、次のとおりである。

宣伝広報媒体	主な宣伝広報内容	実施回数
ホームページ	施設利用案内，教室開催案内	36回
パンフレット	施設及び料金紹介（新規利用者等向け）	20回
行政広報	臨時休館・開館のお知らせ等	2回
情報紙	臨時休館・開館，新規教室開講のお知らせ，割引券の添付	3回
新規住宅住民地域紹介紙	施設紹介等	1回
電柱	施設名称の掲示	10本

(10) 地域住民及び障害者の雇用状況

リフレッシュプラザ柏の管理運営業務を行うための人員配置において、地域住民及び障害者の雇用に配慮することを、「柏リフレッシュ公園リフレッシュプラザ柏管理運営業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に規定している。

平成26年3月31日時点における雇用状況を確認したところ、地域住民は36人が在籍する一方、障害者は0人であった。

障害者雇用については、平成24年度にアルバイトとして1名在籍していたことがあったが、教育指導に時間と労力を要すること、専従の指導職員を配置する必要があることから現状は厳しい状況ではあるが、障害者雇用の重要性は認識しているとのことである。

(11) 指定管理料の支払及び利益還元の様況

指定管理者は、各会計年度の指定管理料及び利用料金の収入並びに自主事業による収入の総額（以下「収入額」という。）が、当該会計年度の管理業務及び自主事業に要した費用の総額（以下「支出額」という。）を超えたときは、収入額から支出額を控除して得た額の2分の1に相当する額を市に納付しなければならないとされている。

過去3年間の状況を見ると、いずれの年度も収入額が支出

額を超えていないため、市への利益還元は行われていない。

		1年目	2年目	3年目
		23年度	24年度	25年度
指定管理料		69,835,000円	69,926,000円	67,130,000円
利益の還元	収入額	222,371,764円	227,856,628円	220,142,532円
	支出額	228,030,644円	227,882,099円	229,379,119円
	収支額	△5,658,880円	△25,471円	△9,236,587円
	利益還元額	0円	0円	0円

(12) 指導監督及び連絡調整の状況

市による適切な指導監督の実施及び連絡調整による施設の円滑な運営を図るため、指定管理者は計画書や報告書を一定の期日までに市に提出し、報告書の種類によっては市の承認や確認を受けなければならない。

主な計画書や報告書の提出期限は、以下のとおりである。

ア 事業計画書

当該会計年度の開始日の1か月前の日まで（平成23年度の事業計画書にあつては、基本協定書の締結の日）

イ 月次事業報告書

当該月の翌月の15日まで

ウ 年次事業報告書

毎年度終了後60日以内

エ 財務状況書類

指定管理者の、その団体としての会計年度終了後60日以内

過去3年間の提出状況を見ると、月次報告書の提出に遅延はなかったが、事業計画書、年次事業報告書及び財務状況書類では遅延が発生しており、特に財務状況書類の遅延度合いが著しい。

また各種書類の提出日についても、指定管理者が保管する書類を調査したところ、代表者印を押印した書類（指定

管理者が保管するコピー) の日付欄が記入されていないこと、提出期限よりも後の日付で代表者印の押印手続きを行ったことを示す社内文書があった。このため、市及び指定管理者から提出された監査資料において「提出期限の遅延なし」と報告された書類についても、実態としては疑義が残る。

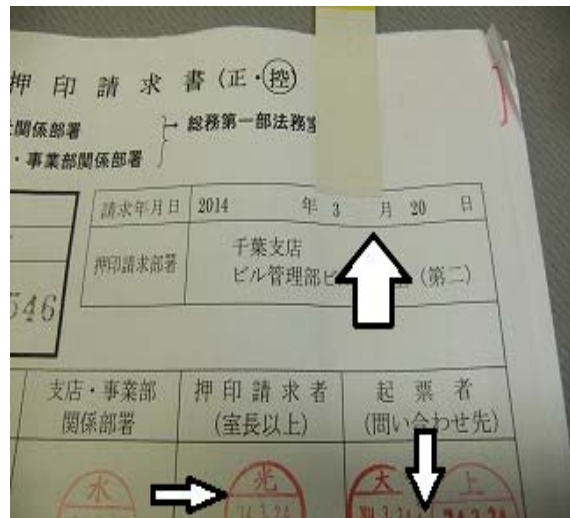
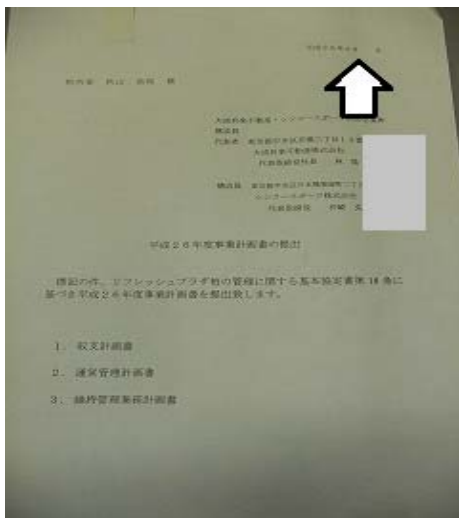
	1 年目	2 年目	3 年目
	23 年度	24 年度	25 年度
事業計画書の提出	23 年 3 月 31 日	24 年 3 月 30 日	25 年 3 月 1 日
	遅延あり	遅延あり	遅延なし
月次報告書の提出	遅延なし	遅延なし	遅延なし
年次報告書の提出	24 年 5 月 31 日	25 年 5 月 24 日	26 年 5 月 16 日
	遅延あり	遅延なし	遅延なし
財務状況書類の提出	24 年 12 月 20 日	26 年 2 月 7 日	26 年 7 月 17 日
	遅延あり	遅延あり	遅延あり
立入り検査	0 回	0 回	0 回
是正勧告	0 回	0 回	0 回

【例：平成 26 年度事業計画書】

提出期限は平成 26 年 3 月 1 日だが、指定管理者が保管するコピーの日付欄は空欄になっている。一方指定管理者の書類には、平成 26 年 3 月 20 日以降に処理されたことが記されている。

(事業計画書：コピー)

(指定管理者の手続書類)



7 監査の結果

監査の結果，特に次の事項については，「監査の結果等の取扱い要領」に定める指摘事項又は注意事項に該当するものと判断した。

また，指摘事項又は注意事項とするほどの背違ではない，口頭指導事項については，監査実施中に口頭により注意，指導した。

(1) 指摘事項

ア 財務状況書類の提出遅延について

管理運営業務を継続的に実施する財務基盤を維持しているかどうかを市が確認するため，指定管理者を構成する団体の会計年度終了後60日以内に財務諸表等を市に提出することが，仕様書15(2)に記載されている。

指定管理者は2者による共同企業体で構成されており，2者とも会計年度終了日は3月31日であることから，提出期限は5月30日となるが，各年度における実際の提出状況は次のとおりである。

	平成23年度分	平成24年度分	平成25年度分
提出期限	24年5月30日	25年5月30日	26年5月30日
提出日	24年12月20日	26年2月7日	26年7月17日

いずれの年度分も提出期限を大幅に超過して提出されているため市に説明を求めたところ，「6月下旬に開催される各者の株主総会で決算承認を受けてから提出が可能になる」との回答を指定管理者から受けたとのことであった。しかし，そうした事情を勘案しても，このような状況では指定管理者の財務状況を適時適切に把握することができず，継続的な施設の管理運営に支障を来たす事態も懸念される。市は，指定管理者に対し，各年度の遅延事由書の提出を求め，大幅な遅延が発生した理由を明らかにさせるとともに，適切な対応を取らねたい。

イ 実額に基づく収支報告書の作成について

指定管理者は，毎年度終了後60日以内に地方自治法第244条の2第7項に規定する事業報告書を市に提出しなければならない旨が，「公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第8条に規定されている。

提出された各年度の事業報告書のうち、収支報告書を調査したところ、人件費の金額について、実額ではなく共同企業体の中で取り決めた金額を計上していることが判明した。

収支報告書は、あくまでも共同企業体としての会計情報を報告するべきであり、人件費の支出内訳についても、より詳細に記載する必要がある。したがって、当該収支報告書はリフレッシュプラザ柏の収支を正確に報告したものと認めることはできない。

また、これらの数値は、基本協定書第9条に規定する指定管理料の算出金額や、同第14条に規定する利益の還元（収入額から支出額を控除して得た額の2分の1に相当する額の金銭を市に納付しなければならない）の算出根拠ともなるものであり、その金額に影響を与える可能性も否定できない。

市は、指定管理者に対し、今後は実額に基づく正確かつ詳細な支出内訳を記載した収支報告書を作成するように命じ、リフレッシュプラザ柏の収支の実態を把握するようにされたい。

ウ 事業計画書の承認漏れについて

指定管理者は、毎年度事業計画書を市に提出し承認を受けることが、「柏リフレッシュ公園リフレッシュプラザ柏の管理に関する基本協定書」（以下「基本協定書」という。）第18条に規定されている。

この規定により、指定管理者から平成25年度の事業計画書が平成25年3月1日付けで市に提出されていたが、市が承認事務を行っていなかったため、承認した旨を記した書面が発出されていなかった。また、指定管理者においても、承認の可否を確認しないまま事業を実施していた。

このことは基本協定書に反しているので、今後は適切な事務処理を行われたい。

エ 業務再委託の承認漏れについて

指定管理者が行う業務を第三者に委託することは、仕様書6（3）において禁止されている。ただし、あらかじめ事業計画書に明記し市の承認を得た場合に限り、清掃・警備・保

守点検等の個別業務等については再委託することができる
とされている。

このことについて、現状がどうなっているか調査したところ、指定管理者が行うべき業務のうち、各種設備の保守点検を中心として21者に再委託していることが判明した。しかし、平成25年度の事業計画書にはこれらの業務再委託についての記載は全くなく、市もその実態を把握していながら、何ら承認も指示も行っていなかった。

このことは仕様書に反しているので、早急に是正されたい。

オ 立入り検査の未実施について

施設の適切な管理運営を図るため、仕様書19(2)において市は指定管理者の管理及び事業の運営、物品、各種帳簿等について立入り検査を実施するとされている。

しかし、市は指定管理者が毎月実施する定例会に出席し報告を受けているとして、これまで一度も立入り検査を実施していない。

このことは仕様書に反しているので、今後は確実に実施されたい。

(2) 注意事項

ア 経営改善への努力について

平成20年度の行政監査において「経営努力が認められるが、依然として支出が収入を上回っている。今後、さらに経営の改善に努めるよう指導されたい」との意見を付したところであるが、収支報告書の上では、その後も支出が収入を上回る状況が続いているので、市と指定管理者は真摯な協議を行い、経営の改善を図られたい。

イ 民業圧迫の回避について

指定管理者が収入増加のために多様なプログラムを開講していることは評価できるが、同種の民間施設が近接していることから、新たなプログラムを開講する場合は、市とともにこれら民間施設と事前に協議を行うなど、民業を圧迫することのないよう、意を用いられたい。

ウ 再委託先の選定について

仕様書 6 (3) において、清掃・警備・保守点検等の個別業務等を第三者に再委託する場合には適正な業者選定を行うものとされているが、実際には指定管理者に登録している業者の中から緊急事態に対応できる等、質の高い者を選定していた。

今後、指定管理者は複数の業者間で見積り合わせを行うなど競争性を確保するとともに、市は指導監督に努められたい。

エ プール監視員の増員について

プール利用者に対する監視業務は、仕様書 10 (3) イに定められたとおり遠方監視システムと人的対応を併用しているが、幼児や高齢者が多く利用する際には監視員の増員を図るなど、特段の配慮を検討されたい。

また、市は十分な配置がされているかどうか事前予告なしに状況を確認するなど、実効性あるチェック体制を構築されたい。

オ 指定管理者が定める利用料金の承認事務について

指定管理者が利用料金を定める場合、市の承認を得ることが都市公園条例第 31 条第 3 項に規定されている。指定管理者が定めた現在の利用料金は、前回の指定管理期間（平成 18 年度～22 年度）と同額であったことを理由に、市は近隣市の状況や経済環境の変化の調査を省くなど、実質的な審査を行わずに承認をしていた。このことは妥当性に欠けるので、今後は改善を図られたい。

カ 団体登録の手続きについて

優先的に施設の使用許可を受けようとする団体は、都市公園条例第 34 条の 2 に基づく登録を受けなければならない。登録の有効期間は 3 年間であるが、市が認めるときは延長が可能となっている。

登録及び延長に係る事務は市が行っているが、延長に係る事務のうち、書類の受領及び有効期間延長後の団体登録証の交付を指定管理者にも行わせている。

このことは利便性に配慮した取扱いであると理解するもの

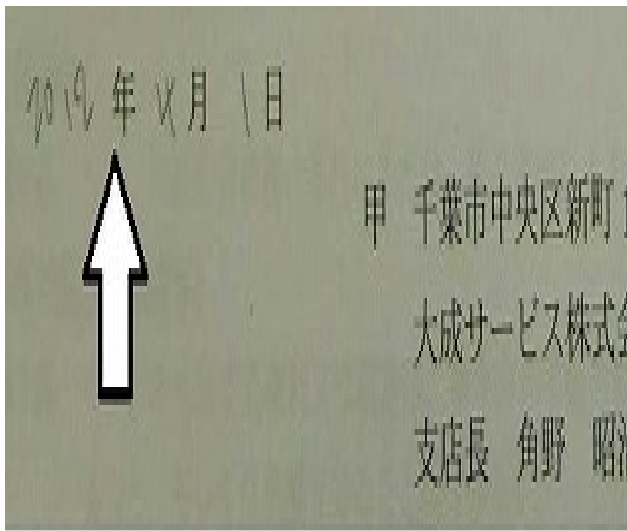
ではあるが，仕様書に記載していない業務を指定管理者に担わせることは不適切であるので，仕様書又は年度ごとの協定書に明記されたい。

キ 事務処理上の不備について

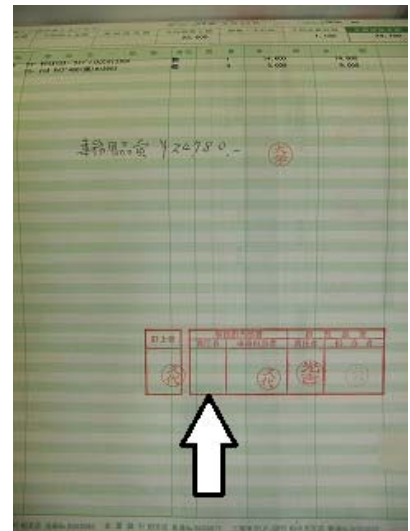
指定管理者が保管する帳票類を調査したところ，再委託先と締結した契約書の紛失，契約書での鉛筆使用，経理責任者の決裁印漏れ，宛名や日付が空欄となっている領収書への支払等，事務処理上の不備が散見された。

指定管理者は，仕様書2（9）に定められたとおり管理運営費の適切な執行に努めるとともに，市は定期的な検査を実施し，誤りが発見された場合は改善の指示を徹底されたい。

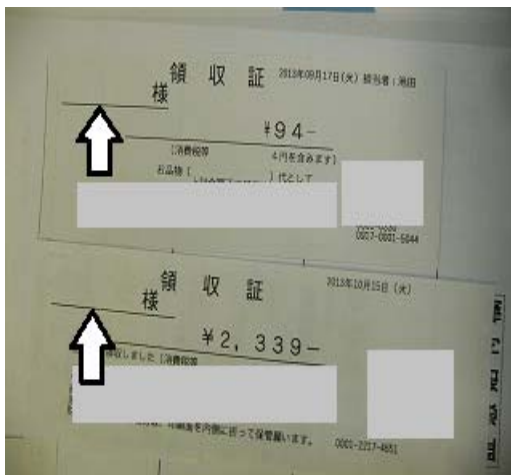
（契約書での鉛筆使用）



（経理責任者の印漏れ）



（領収証：宛名記入もれ）



（領収証：日付記入もれ）

